

教育訓練給付制度とは？

教育訓練給付制度とは、在職中の方の能力アップを支援し、また離職中の方の再就職を促進するための雇用保険の給付制度です。

当教習所で給付金支給の対象となる免許の種類は、

○**準中型免許**（免許なし、原付・小特免許所持、普通自動二輪免許所持）

○**中型免許**（準中型免許所持、準中型（5 t 限定）免許所持、普通免許所持）

○**大型免許**（中型免許所持、中型（8 t 限定）免許所持）

となります。普通免許や二輪免許は対象外です。また、お客様の現有免許によっては対象外となることがあります。

（例）現在普通免許所持で、大型免許を受けるときなどは対象外です。

教育訓練給付制度で、どのくらい戻ってくるの？

教育訓練給付制度の対象となるのは、「**入学金**」+「**受講料**」で、この合計金額の**20%**が戻ってくることとなります。ただし、**上限は最高10万円**までとなっています。

教習所までの交通費や、諸経費、検定代、仮免申請料、証明書代は支給の対象外です。

※諸経費の中には、写真代や教材費、補修料金、キャンセル料などが含まれています。

給付対象

入学金

受講料

給付の対象外のもの

交通費

諸経費

検定代

仮免申請

証明書代

教育訓練給付金の受給資格は？

現在、お勤めされている方

(1) 今回、初めて給付制度を利用する方

教習所の入所式の時点で、**雇用保険に1年以上加入**していることが条件です。

(2) 当制度の利用が2回目以降の方

教習所の入所式の時点で、**雇用保険に3年以上加入**していることが条件です。

さらに、前回の利用から3年以上経過している必要があります。

※雇用保険に加入していないアルバイト等や、自営業の方はこの制度はご利用できません。

現在、無職の方

(1) 以前、会社などで働いていた方

教習所の入所式の時点で、**離職した日から1年以内かつ、前職で1年以上雇用保険に加入**していたことが条件です。

当制度の利用が2回目以降の方は、前職で3年以上雇用保険に加入し、かつ前回の利用から3年以上経過していることが条件です。

(2) 前職で雇用保険に加入していなかった方や、働いたことがない方

雇用保険に加入していないアルバイト等や、自営業の方はこの制度はご利用できません。

ご自身に給付金の受給資格があるかどうか、ハローワークで事前にご照会ください。

ハローワークで配布されている「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、ご自身の住所を管轄するハローワークに提出してください。

教習所のお申込の前に、受給資格の有無をハローワークにてご確認の上、ハローワークから発行された「教育訓練給付金支給要件回答書」を入所式までにお持ちください。

教育訓練給付制度を利用した申込から給付金申請の流れ

1.お申し込み、お支払い

- ①当教習所に申込に来ていただきます。「教育訓練給付制度を利用希望」を教えてください。
- ②教習費用を**ご自身の名義でお支払い**してください。
- ③入所式を受ける前に「教育訓練給付金支給要件回答書」をお渡しください。

↓

2.入所式～卒業

教習所卒業時に、下記の申請用書類をお受け取りください。

- (1) 教育訓練給付金支給申請書
- (2) 教育訓練修了証明書
- (3) 教育所発行の領収書

3.ハローワークへ申請

教習所の卒業日から1か月以内に、ご自身の住所を管轄するハローワークで申請手続きを行ってください。教習から発行された上記の書類のほかに、下記が必要ですのでご用意ください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険証、印鑑証明書のいずれか）
- (2) 雇用保険被保険者証

教育訓練給付制度が利用できる教習のコース

| 取得免許 | 所持免許 | 最初にお支払い頂く金額合計（税込） | 給付金の対象となる金額合計（税込） | 給付予定金額（卒業後に給付） |
|------|-----------|-------------------|-------------------|----------------|
| 大型 | 中型 | ¥201,300 | ¥198,000 | ¥39,600 |
| 大型 | 中型（8t限定） | ¥267,300 | ¥264,000 | ¥52,800 |
| 中型 | 準中型 | ¥116,600 | ¥113,300 | ¥22,660 |
| 中型 | 準中型（5t限定） | ¥133,210 | ¥129,910 | ¥25,982 |
| 中型 | 普通 | ¥164,010 | ¥160,710 | ¥32,142 |
| 準中型 | 普通 | ¥119,460 | ¥113,960 | ¥22,792 |
| 準中型 | 普通自動二輪 | ¥259,050 | ¥253,550 | ¥50,710 |
| 準中型 | なし、原付・小特 | ¥298,650 | ¥295,350 | ¥59,070 |

※教習の延長や検定再試験などにより、追加される金額は教育訓練給付金の対象外です